

一、其の要旨は、

（一） 救済の目的は、

（二） 救済の方法は、

（三） 救済の組織は、

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

會社ノ窮狀ニ付テハ衷心憂フルモノナレドモ會社ヨリ救済方ヲ
依頼サレタモノデナク吾々ハ先ンデテ論議スルノ必要ナキモノ
ト認ム此ノ意味ニ於テ吾々ハ現狀維持ヲ以テ勞務ニ補助スルヨ
リ方法ナシ

（可 決）

8、會社救済ノ必要ヲ認メズ

本 工 場 柏 木 吉 太 郎

吾々ハ會社ノ窮狀ヲ知悉シタルハ單ニ新聞紙上ニテ敢見シタル
モノニシテ實狀ヲ知悉セズ故ニ進ンデ救済方法ヲ講ズル必要ナ
シ殊ニ會社ハ健康保險組合議員問題ニ付キ其ノ態度ハ如何ナリ
シヤ先年吾々ニ對スル賃銀歩増ヲ廢止シ或ハ病氣ノタメ醫師ノ
診察療ヲ乞フ時間マデモ賃銀ヲ差引イタデハナイカスル冷淡ナ
ル會社ヲ救済スルノ必要ナシ